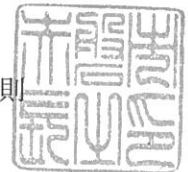


赤磐市公告第154号

赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務における受託者の選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公表する。

令和4年4月14日

赤磐市長 友 實 武 則



1 業務概要

- (1) 業務名 赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務
- (2) 業務内容 別紙「赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務に係る仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

2 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市の令和3年度入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されている者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までの期間に、赤磐市の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (8) 特定健康診査受診率向上業務の実績を有する者であること。
- (9) プライバシーマーク又はISO27001/ISMSの認証を取得している者であること。

### 3 評価基準

別紙（赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務受託者選定プロポーザル実施説明書）のとおり

### 4 担当部署

〒709-0898

岡山県赤磐市下市344番地

赤磐市 市民生活部 市民課 国保年金班 担当：猪木、福島

TEL：086-955-1113

FAX：086-955-1602

E-mail：koknen@city.akaiwa.lg.jp

### 5 手続き等

#### (1) 関係書類の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和4年4月14日（木）から令和4年5月9日（月）まで

イ 場 所 赤磐市ホームページ

ウ 方 法 ダウンロード

#### (2) 参加申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和4年5月9日（月）

イ 場 所 赤磐市市民生活部市民課

ウ 方 法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）

#### (3) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和4年5月24日（火）

イ 場 所 赤磐市市民生活部市民課

ウ 方 法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）

#### (4) 仕様書等に対する質問に関する事項

ア 受付期間 令和4年4月14日（木）から令和4年5月9日（月）まで

イ 方 法 電子メール

ウ 回 答 公平性を保つため、令和4年5月12日（木）までに質問内容の回答のすべてを電子メールで提案参加者全員へ送信する。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 予定日時 令和4年5月30日(月)

イ 場 所 赤磐市役所2階第1会議室

ウ 実施内容 プレゼンテーションの時間は40分(プレゼンテーション30分、質疑  
応答10分)以内とする。準備、片付けの時間は各10分とする。

6 その他

詳細については、「赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務 受託者選定プロ  
ポーザル実施説明書」による。また、新型コロナウイルス感染症予防のため、赤磐市が必  
要と判断した場合は、書面のみによる審査やWebでのプレゼン審査とする場合がある。